

大阪府環境審議会 水質規制部会（第1回） 議 事 要 旨

1 日 時 平成19年9月21日（金） 10時～12時

2 場 所 大阪赤十字会館302会議室

3 議事概要

（1）開会

大阪府環境管理室長あいさつ

事務局から、委員・専門委員の紹介の後、会議の公開の説明及び資料確認

（2）部会長代理の指名

村岡部会長が津野委員を部会長代理に指名。

津野委員は欠席のため、事務局から津野委員に伝えることとなった。

（3）亜鉛含有量に係る排水基準の見直し

事務局から、参考資料1により大阪府における排水規制の全体的な枠組みについて、資料1-1、1-2、により亜鉛の排水規制及び水質の現状・経過について説明した後、資料1-3により排水基準の見直し案を説明。

主な質疑は以下のとおり。

（部会長） 亜鉛の環境基準の類型指定は大和川のみで他の河川は設定されていないが、環境基準の当てはめについてどう考えているのか。

（事務局） 規制と類型指定は密接な関係がある。猪名川、淀川などは国が指定を行うが、その他の河川については、府として今後類型指定を行う予定である。

ただ、亜鉛の類型は河川では4種類あるが、どの類型になっても基準値は0.03mg/Lと変わらないので、0.03mg/Lを仮に当てはめて整理した。

（中島委員）大阪の河川は都市河川のため亜鉛は高いとともに、降雨により濃度が変わる。2004年度（平成16年度）には20水域で環境基準値を超えている。

亜鉛は凝集沈殿処理をきちんと行えば処理は可能であり、1mg/Lでも2mg/Lでも対応は変わらないと考えられるため、排水基準は1mg/Lでもいいのか。精錬業やキレートの問題もあるが、排水基準値の2mg/Lが妥当であることの説明が必要。

（事務局） 基準値の考え方だが、2mg/Lというのは国で検討された結果である。

他の項目の排水基準は、一般的には環境基準値の10倍程度になっているが、亜鉛の排水基準値はかなり高い値となっている。国の審議会で検討された結果、2mg/Lが妥当との結論だった。ただ現状として2mg/Lより低い水準で処理されている事業場もあるため、そのような事業場には自主的取り組みとして、現在の水準を維持できるようお願いしたい。

（池委員） 基準値について、国の一律基準にならただけでは弱いのではないかと。排水量、濃度により河川の水質がどうなるのかなどシュミレーションをした方が説得力がある。

法の規制強化を受けて最低限のことを行うとの考えだと思うが、実際に環境基準を達成するためにはどうすればいいのかも検討をしてみてもどうか。

（事務局） 濃度としてどのくらいになるのかまでの検討はできていない。資料1-3の

3ページの排出実態ではほとんどが1mg/Lを下回っているが、1～2mg/L前後の状況について、業種や業態も考慮した分析をすることとしたい。

(部会長) 排水基準の見直しに関する条例改正時期はどうか。

(事務局) 後でご審議いただくほう素等の3物質の経過措置の見直しと併せて、来年の2月議会に条例改正案を提案したいと考えている。

(部会長) 現実的には、室長の挨拶にもあったように、パブリックコメントを行った上で、11月に部会報告をまとめなければならないため、大幅な見直しは難しいと考える。

(中島委員) 資料1-3では、見方によれば排水基準値を1mg/Lにしてもいいのではという気持ちはあるが、処理レベルを上げることで汚泥も多く発生するので、総合的に判断を行った結果と考える。データも不足しているため、1～2mg/Lのデータ整理を行い、影響が無ければ2mg/Lとしてはどうか。

(部会長) 排水基準値を1mg/Lという考えのある中で、2mg/Lとすることについて、妥当性を整理してほしい。

(中島委員) 既設の排水処理施設の改善の他に工程管理も大切である。工程管理により排水へ出さないことについても記述されたい。

(事務局) 部会報告作成の際に追加させていただきたい。

(事務局) 事業所の規制・指導を行っている立場から見ると、府域は零細な事業場が多いため、排水処理のコストやメンテナンスの負担を考えた場合、2mg/L以下の対応は可能だが、1mg/L以下は難しいというのが率直な考え方である。

(部会長) 実際に事業所を指導する立場からの意見では、2mg/L以下の対応は可能だが、1mg/L以下とするのは難しいとのことである。

全亜鉛の環境基準を見ていく上では、生活系や面源などの規制対象以外にも注意してほしい。また、排水基準値を2mg/Lとする妥当性の整理が必要ではあるが、基本的には事務局案のとおりでよい。各委員とも了解

(部会長) 亜鉛について、池委員の発言のように、長期的に環境基準を達成するにはどうすれば良いか、また、排出濃度と水域のメカニズムの分析により水質がどうなる見込みか、といった将来の予測についても、今後努力して欲しい。

(4) ほう素等の排水基準に係る経過措置の見直しについて

事務局から、資料2-1、2-2、によりほう素等の3項目の排水規制及び水質の現状・経過を説明した後、資料2-3により排水基準に係る経過措置の見直し案を説明。

主な質疑は以下のとおり。

(中島委員) 規制強化の可能な区分について、どのような整理により区分できたのか。暫定基準の適用期間3年で、どのように暫定を外せるのかを示されたい。

(事務局) 暫定の考え方はあらかじめ期間を設け、その間に一律基準に適用できるようにするのが原則である。今回3年で設定すると、通算では9年と長期化する。対象事業場が少なくなっているため、個別にどうすれば下げられるのか意見を聞きながら方策を考えていくこととなる。

(池委員) 実績があり改善されていて妥当な案だと思う。

(部会長) 亜鉛含有量については6か月の猶予期間を設けるとしていたが、こちらでは、既設事業場に対して適用猶予期間を設けないのか。

(事務局) この7月の法の暫定排水基準値の見直しで、廃止されたものや基準値が強化されたものがあるが、国もこの基準強化についての適用猶予期間は設けていない。これは、暫定基準適用期間の経過後は一律基準を適用するというのが本来の考え方であり、府としても同じ考え方に立っている。

(中島委員) 日平均排水量が30m³以上・未満で分けることなどについては説明が必要ではないか。また、河内長野市立滝畑浄化センターは、届出では窒素10mg/Lとなっているが、実態では平均で17mg/Lとなっているのはなぜか。

(事務局) 届出は計画ベースで行っているが、現実には、受入水量が少ないことや季節変動が大きいなどで計画どおりの処理になっていないとのことである。

(部会長) し尿処理施設が老朽化しているとあるが、これを止むを得ないとするのか。

(中島委員) し尿処理も技術的には進歩している。

(事務局) し尿については、下水道等の普及により、受入量が減少しているため、処理施設の改善にコストをかけられないのが現状である。また、合併浄化槽の普及により、処理が難しい浄化槽汚泥の受入量が増加することなども考慮する必要がある。

このため、市町村単位だけではなく、広域的な連携も含めて検討されており、その内容を踏まえて今後対応していくことになると考えている。

(部会長) この3年間でかなりの改善が見られた。また、今後も暫定を外す努力をしていく必要があるが、経過措置の見直しについて、基本的には事務局案のとおりとしてよいか。 各委員とも了解。

(5) その他

事務局から、資料3により、パブリックコメントの実施について説明。

主な質疑は以下のとおり。

(部会長) 今後の手続きやスケジュールはどうか。

(事務局) 今後のスケジュールについては、ほう素等の暫定基準の適用が平成20年3月末までのため、それまでに条例を改正する必要があり、来年の2月議会での議決が必要である。亜鉛含有量に係る排水基準の見直しも同様に所定の手続きを行う予定である。

このため、早急にパブリックコメントを行った後、11月前半には部会を開催し、パブリックコメントで寄せられた意見に対する見解と部会報告のとりまとめについてご審議いただきたい。その後、11月下旬の環境審議会に部会長から報告していただき、審議会です承いただければ答申となる予定である。

なお、パブリックコメント手続きで示す資料については、本日の議論を踏まえて修正し、村岡部会長と調整した上で確定させる予定である

また、次回の部会日程については、パブリックコメントの実施期間が決まった段階で調整するので、よろしく願いたい。

以上